

認定基準目安

横手市では、生活保護 制度の基準額をベースとして”就学援助”の審査をします（生活保護の基準額が改定された場合、前年度と同じ収入額でも認定にならない場合があります）。

就学援助の認定基準の目安は以下のとおりですが、基準額のみで全て判断するということではありません。

【認定審査の例（基準の目安）】 ※例えば5人家族の場合

●基準額計算例		第1類		第2類		教育扶助		住宅扶助			
世帯構成	年齢	基準額	通減率	調整後	基準額	冬季加算	基準額	給食費	基準額		
申請者本人	43	40,740	0.5683	114,046	47,070	13,352	7,700	8,942	25,000		
妻	39	40,740									
子(中学生)	15	41,030								5,100	4,702
子(小学生)	7	39,220								2,600	4,240
妻の母	72	38,950									
(世帯人数5人)		小計	200,680	114,046	47,070	13,352	7,700	8,942	25,000		
合計 (A)									216,110		

世帯員1人1人の年齢によって第1類の基準額が決定

世帯人数によって通減率が決定

(世帯全員の第1類基準額合計) × (通減率) = 「調整後」の額

世帯人数によって第2類の「基準額」「冬季加算」が決定

令和4年度に小・中学生のお子さんに、小・中それぞれの額で教育扶助の「基準額」「給食費」を加算

持ち家の場合も賃借の場合も、下記により住宅扶助を加算

●基準額（月額）

●第1類				●第2類			●教育扶助		●住宅扶助(賃借)
年齢区分	基準額	世帯人数	通減率	世帯人数	基準額	冬季加算	基準額	給食費	家賃の額と世帯人数により、生活保護基準の上限額に応じて住宅扶助を計上。持ち家の場合は維持費相当として25,000円を計上。
0-5歳	38,340	1人	1.0	1人	27,690	7,455	小	2,600	
6-11歳	39,220	2人	0.8548	2人	40,660	10,581	中	5,100	4,702
12-17歳	41,030	3人	0.7151	3人	45,110	12,028			
18-64歳	40,740	4人	0.6010	4人	47,040	12,990			
65-74歳	38,950	5人	0.5683	5人	47,070	13,352			
75歳以上	35,160	6人	0.5383	6人	53,880	14,192			
		7人	0.5087	7人	56,730	14,793			
		8人	0.4844	8人	59,320	15,271			
		9人以上	0.4639	9人	61,710	15,755			
				1人増毎約	2,390	484			

●前年の世帯収入

【判定結果】

稼得者	職業等	年収	控除額	非課税収入	年額	収入-控除	月額換算
申請者本人	給与収入	1,990,000	300,000			2,590,000	(B) 215,833
妻	パート収入	420,000	0				
妻の母	農業所得	30,000		遺族年金	120,000		
	年金収入	350,000	20,000				

この例の場合、**(A) > (B)** であり、基準額よりも世帯収入が低いため認定となる。

(控除額とは、社会保険料等の負担分を控除するものです。)

- ・世帯収入には、上記の例に示すとおり、給与、農業所得、年金、営業所得、不動産所得などの収入所得と、遺族年金や障害年金等の非課税収入、および養育費や仕送り、恩給、配当等の全ての収入を計上します。
- ・社会保険料（国民健康保険、介護保険、厚生年金などの保険料）の負担分は控除します。
- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）の交付を受けている方がいる場合、その写しの提出により一定額を基準に上乗せします。
- ・最近、退職したなど、前年の収入の状況から著しい変化があった場合は、その事実を確認できる書類（退職した場合、雇用保険受給資格者証の写し等）の提出により、一定の額を考慮します。